

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」について

企業会計基準委員会 専門研究員
大橋裕子

I. はじめに

ASBJ では、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」（以下「改正前会計基準」という。）を改正する、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）を平成 18 年 8 月 11 日に公表した¹。

ここでは、本会計基準の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II. 改正の経緯

改正前会計基準では、社債の貸借対照表価額は社債金額とし、また、社債発行差金は資産（繰延資産）又は負債として計上することとしていたが、平成 18 年 5 月に施行された会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）では負債の評価について債務額以外とすることが認められることとなった。また、改正前会計基準では転換社債及び新株引受権付社債についての定めが設けられていたが、平成 13 年 11 月に公布された「商法等の一部を改正する法律」（以下「平成 13 年改正商法」という。）により新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入されて以後、相当の期間が経過している。さらに、ASBJ が平成 17 年 12 月に公表した企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）と改正前会計基準との間で新株予約権（新株引受権を含む）、繰延ヘッジ損益及びその他有価証券評価差額金の表示に関する定めが不整合が生じていた。

ASBJ では、上記の状況への対応として改正前会計基準の見直しを行い、本会計基準を公表することとした。

III. 本会計基準の概要（改正前会計基準と異なる定めをした主な箇所について）

1. 社債を含む金銭債務の貸借対照表価額

(1) 改正前会計基準での取扱い

改正前会計基準では、社債は社債金額をもって貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額である社債発行差金を資産（繰延資産）又は負債として計上し、償還期に至るまで每期一定の方法で償却することとしていた。これは、旧商法が、金銭債務の貸借対照表価額を債務額とすることとしていたためである。

(2) 会社計算規則での負債の評価の取扱い

¹ ASBJ のホームページ (http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/rev_f_instr/) を参照。

会社計算規則第 6 条第 2 項第 2 号では、払込みを受けた金額が債務額と異なる社債について、事業年度末日に適正な価格を付することができることとされた。ここで、「できる」かどうかの判断は、会社計算規則第 3 条により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌することになると考えられる。

(3) 会計上の検討

会計上は、金銭債務について、その収入額と債務額とが異なる場合に、当該差額が一般に支払金利に対する実質的な金利調整という性格を有しているため、社債金額から控除（又は社債金額に加算）して表示し、社債は正味債務額をもって貸借対照表価額とすることが適当と考えられる。これは、金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることと同様である。また、社債金額と収入額とに差額がある場合の当該差額は、将来の支払金利を少なくするという経済的便益を有してはいるものの、この経済的便益も負債と切り離しては存在し得ず、社債という一つの契約によって将来のキャッシュ・フローが決定されており、両者は一体と考えることができる。

国際的には、IAS 第 39 号が、金融負債を償却原価²によるものとしており、また、米国では APB 意見書第 21 号³でのディスカウント又はプレミアムの表示に関する規定のなかで、貸借対照表上ではディスカウント又はプレミアムは債権債務の額面額に直接加減するものとしている。

(4) 本会計基準の取扱い

上記の検討を受け、本会計基準では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とするが、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならないものとしている。

なお、改正前会計基準では、償却原価法は債権又は債券の評価方法としていたが、本会計基準では、金融負債にも適用することとしたため⁴、その定義を、「金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。」とした。また、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理するとしている。

² IAS 第 39 号第 9 項及び第 47 項参照。なお、ここでの償却原価とは、金融資産又は金融負債の当初認識時に測定された金額から元本返済額を控除し、当初金額と満期金額との差額についての実効金利法による償却累計額を加減し、さらに減損又は回収不能額を（直接に又は貸倒引当金勘定を通じて）控除したものである。

³ APB 意見書第 21 号第 16 項参照。

⁴ 金融負債への償却原価法の具体的な適用については、改正が予想される「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号）で取り扱われることになると思われる。

2. その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び新株予約権（及び新株引受権）の表示

(1) 改正前会計基準での取扱い

改正前会計基準では、その他有価証券評価差額金（税効果考慮後）を資本の部に⁵、繰延ヘッジ損益についてはヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べ、また、発行者側における新株引受権を負債の部に計上することとしていた。

(2) 本会計基準の取扱い

本会計基準では、純資産会計基準での定めと整合させ、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権（及び新株引受権）は純資産の部⁶に計上することとしている。なお、純資産の部に計上される繰延ヘッジ損益は税効果考慮後の金額となった点に留意を要する（純資産会計基準 第 8 項参照）。

3. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理

(1) 改正前会計基準での取扱い

改正前会計基準では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品として転換社債及び新株引受権付社債に関する発行者側及び取得者側の会計処理を定めていた。

(2) 本会計基準での改正の背景と本会計基準の取扱い

改正前会計基準公表後、平成 13 年改正商法により、新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入され、さらに、平成 18 年 5 月に施行された会社法では新株予約権及び新株予約権付社債に関する手続きの整備がなされていることから、これらに対応した改正を行うこととした⁷。

本会計基準では新株予約権付社債に関する発行者側及び取得者側の会計処理を転換社債型新株予約権付社債とそれ以外の新株予約権付社債に分けて定めており、発行者が転換社債型新株予約権付社債について区分処理する場合及び転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の場合、新株予約権を純資産の部に計上する点、及び権利が行使され新株が発行されたときに⁸資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられる点を

⁵ 時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額を当期の損失とする場合を除く。

⁶ その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益は、純資産の部の評価・換算差額等に表示される（純資産会計基準 第 8 項参照）

⁷ ASBJ では、実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（最終改正平成 17 年 12 月 27 日）及び実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成 17 年 12 月 27 日公表）を公表しているが、改正前会計基準に基づいて定められていることから、これらの改正を行うことが予定されている。

⁸ 権利が行使され自己株式が処分された場合には、企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（最終改正平成 17 年 12 月 27 日）に従って処理される。

除き⁹、従来の転換社債及び新株引受権付社債と同様の会計処理となる。

4. 適用時期等

平成 18 年改正の本会計基準（以下「改正会計基準」という。）は、改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、改正会計基準を適用することができる。また、改正会計基準の適用初年度においては、社債への償却原価法の適用は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととなる。

なお、改正会計基準が適用される事業年度及び中間会計期間において、改正会計基準を適用する事業年度の直前事業年度（以下「適用直前事業年度」という。）の貸借対照表に計上されていた社債発行差金の償却に関する会計処理については、適用直前事業年度の会計処理を継続して適用する¹⁰。また、当該社債発行差金に係る貸借対照表の表示（繰延資産から社債控除）については、適用直前事業年度末において計上されていたものを含めて改正会計基準が適用される。

以 上

⁹新株引受権については、発行者側において新株引受権が行使されたときに資本準備金に振り替えられる。

¹⁰ただし、適用直前事業年度において計上されていた社債発行差金の償却額は、損益計算書上、「社債発行差金償却」ではなく「社債利息」に含めて表示することとなる。